

第 93 回財務省 NGO 定期協議質問書

議題: 紛争下における国際教育協力と教育財政に関する国際局への期待について／2025 年カナダ G7 サミット財務トラックに求めること

提案者: 教育協力 NGO ネットワーク(JNNE)

JNNE はこれまで SDG4 教育キャンペーンを通して、緊急下の教育への投資について、子ども・若者とともに国会議員や各省庁に対して訴えてきました。令和 5 年に改訂された開発協力大綱でも、「人間の安全保障」を推進するために不可欠な「人への投資」として、教育は極めて重要であり、万人のための質の高い教育を実現するために女性・子ども・若者のエンパワーメントや紛争・災害下の教育機会の確保を強力に推進することが明記されています。

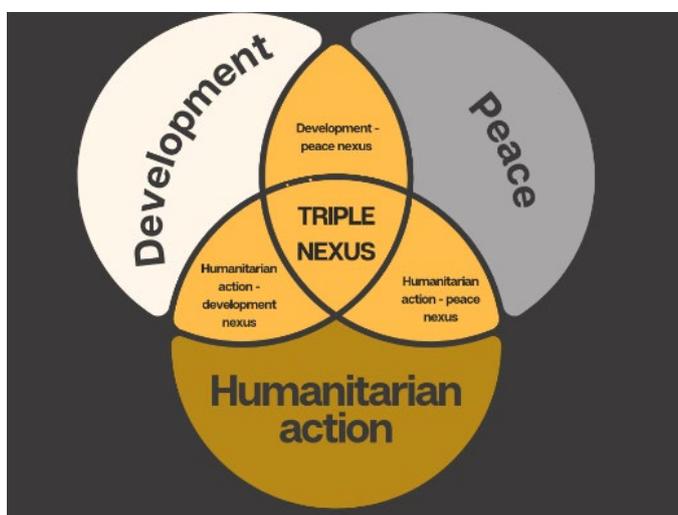
「SDG4教育キャンペーン」は SDGs のゴール4 (教育目標)を達成するための市民参加型のキャンペーンですが、今年はバングラデシュにあるロヒンギャ難民キャンプを、日本の中学・高校の先生と訪問しました。その後、直接現地の様子を見た先生と一緒に紛争下の教育について理解を深める授業を計 4 回実施し、危機下における教育の意義や支援の必要性について、学びの当事者である子ども・ユースとともに考えました。

紛争が増加、長期化、複合化している国際社会において、従来の人道支援と開発の間のギャップを埋めるという直線的な考えは不十分で、人道支援—開発—平和構築のトリプルネクサスの確保が必要です。そしてトリプルネクサスを確保する鍵となるのが教育です。なぜなら教育は、子どもや若者の保護や生存を確保し(人道支援)、社会の発展に寄与する人的資源を開発し(開発)、対立や不信を乗り越える力を与え、人の心の中に平和の砦を築く(平和構築)ことができるからです。

特に、ロヒンギャ難民キャンプのように危機が長期化している場所・地域では、キャンプ内で教育を受けた生徒が先生の立場になって教える側に成長するなど、「人への投資」が好循環を生み、教育そのものが持続可能で開発援助の成果の後戻りリスクを防ぐことができている様子を見ることができました。これらの報告および「人間の安全保障」の観点から、紛争下の教育に特化した国連の基金である「教育を後回しにはできない基金 (ECW/ Education Cannot Wait)」といった機関への資金拠出をはじめとする教育財政拡充への期待について、述べさせていただきたいと考えています。

なお、世論調査では「開発協力の重点分野」とすべきものとして、教育・人材育成がトップ^{*1}の結果となっているにも関わらず、保健財政と教育財政の規模感には大きな差があります^{*2}。

上記現状を踏まえまして、2025 年にカナダで開かれる G7 サミットに向けて、以下ご質問したいと思います。



STOCKHOLM INTERNATIONAL PEACE RESEARCH INSTITUTE (2019)

- (1) G7 財務トラックでは保健財政は重視していますが、今年の財務大臣・中央銀行総裁コミュニケにおける教育についての言及は AI の活用においてのみで限定的です。教育財政の重視を盛り込むよう、日本政府から来年の G7 議長国であるカナダ政府に提案することをご検討いただけませんか。
- (2) 保健財政が重視されている一方、教育財政は G7 財務トラックにおいて拡充されない現状について、財務省が考える原因と今後の展望、市民社会ができることについて教えていただけませんか。
- (3) 前回のカナダ G7 の時になされたように、「開発大臣と財務大臣の合同会合」を開催していただくことを要望します。2018 年の G7 シャルルボワ・サミットにおいて、開発大臣と財務大臣の合同会合が開催され、開発のための革新的資金調達および女性の経済エンパワーメントについてのコミットメントが出されました。

参考: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000373832.pdf>

今回の G7 カナナスキス・サミットにおいても、この功績を引き継ぎ、開発のための資金、特に教育に対する資金の拡充に向けて、同様に開発大臣および財務大臣の合同会合を実施するなど、財務トラックにおいても教育への資金拠出・資金確保が重点となるように日本政府からも提案していただけませんか。

人道支援における教育支援の有効性はこれまで検証されてきており、市民が教育支援に最も納得を感じることも世論調査に裏付けされています。また、学校や学びの場は、危機下において子どもたちが安心できる数少ない場所です。財務省としても、どのようにすれば教育にも十分に資金が行き渡るかを議論し、具体的な計画や目標・行動を立てていただきたくお願い申し上げます。そして、市民やユースの声が政策に反映され、紛争などの危機下であっても教育を後回しにしない、教育の強みを生かしながら国際社会でのプレゼンスを高められる日本であってほしいと願っています。

*1 令和5年度外交に関する国内世論調査(概要)より、「政府開発援助(優先分野)(複数回答可)」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100661131.pdf>

令和2年度外交に関する国内世論調査(概要)より、「日本の開発協力において優先すべき分野(複数回答可)」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100176586.pdf>

※令和3年、4年は同質問項目なし

*2 例えば、令和4年と5年の通常および補正予算において、主な保健機関(Global Fund, Gavi)と教育機関(GPE, ECW)に拠出されている金額には、60倍近くの差があります。

議題 2: 低所得国、中所得国で深刻化する債務問題と日本政府の対応について

提案者 SDGs 市民社会ネットワーク 開発ユニット

(特活)アフリカ日本協議会 稲場雅紀

背景

2008年のリーマンショックを経て、2010年代には低所得国・中所得国とも一定の経済成長を記録しました。しかし、ご存じの通り、その際に様々な形で形成された公共及び民間の多額の債務が、新型コロナウイルス感染症パンデミックによる金融緩和と、その後の先進国のインフレ対策のための利上げ等の影響により、多くの低所得国や下位中所得国で持続不能な状況となりつつあり、一部の国は債務不履行に陥り、多くの国が債務危機の

状態にあります。これらの国々の債務問題への取り組みについては、日本政府も、状況を改善する方向で各国とともに積極的に取り組んでいると理解しております。今回の財務省 NGO 定期協議会では、この課題について、2025 年には TICAD9 や第4回国際開発資金会議(FFD4)も予定されているところ、特にサハラ以南アフリカ諸国を念頭に、長期的な取り組みが必要という前提に立って、基本的な質問を含めて、日本政府・財務省のお考え、もしくは、回答頂く方のお考えをお伺いできればと存じます。

質問1: 今回のサハラ以南アフリカの債務危機に関する認識

サハラ以南アフリカ地域は、80 年代～90 年代にかけても持続不能な債務を負い、その後長期間にわたって構造調整政策を続けた上、2000 年以降に HIPC イニシアティブ等のプロセスを通じて債務免除等を行ない、債務危機から脱出して 2000 年代後半以降の経済成長フェーズに入った経緯があると理解しております。当該フェーズでは、公的資金以上に多くの民間資金や新興国からの資金が投入され、「援助から投資へ」の移行が図られました。今次、表面化した債務危機においては、上記の「移行」の流れの中で、債務国は先進国に加え、民間セクターや新興国など、より多くの債権者とより多くの種類の債務を抱えることとなり、解決への取り組みがより複雑化し、困難度が増しているものと理解しております。

- (1) 債務危機がより複雑な形で生じることになった理由として、2010 年代のアフリカ諸国の経済成長期における開発資金のあり方に問題があったものと考えられます。2010 年以降のアフリカでの債務の増加のプロセスに関して、資金の貸し手、借り手、制度、政策の面で、今次の債務危機を予防できなかった理由として、どのようなことがあると考えますか。主要な理由を複数挙げて頂けると幸いです。
- (2) 債務危機の解決に向けた枠組みや手法、取り組みについては、90 年代～2000 年代の取り組み、また、G20 財務トラックによる経験と制度化等、多くの進捗が積み重ねられているものと考えますが、今次のサハラ以南アフリカの債務危機への取り組みで重要と思われる新たな枠組みや制度として、どのようなものがありますか。「DSSI 後の債務措置に係る共通枠組み」(Common Framework for Debt Treatments beyond the DSSI)などを含め、教えて頂けると幸いです。

質問2: 困難な舵取りを迫られているアフリカ諸国に対する日本の立場

IMF 世銀総会に向けて今月発表された IMF の「[地域経済の見通し: サハラ以南アフリカ](#)」(Regional Economic Outlook: Sub-Saharan Africa)にも指摘されているように、アフリカ諸国はマクロ経済面での脆弱性を軽減しつつ、開発ニーズに対応し、また、必要な諸改革を社会的・政治的に受け入れ可能な形で行なわなければならないという難しい課題に直面しています。実際、アフリカ諸国は、特に都市部において、高い水準で教育を受け、SNS を使いこなす若い世代を大きな人口ボリュームとして抱えています。アフリカ諸国では、ここ数十年の民主化の経験から、政治的不安定や暴力を克服する様々な政治的手法を生み出してきましたが、今次の債務危機は、その他の複合的危機と相まって、対処を誤れば、これらの経験や手法が通用しなくなり、より過酷な状況を招来しかねないと考えられます。

- (1) 債務不履行に陥ったり、深刻な債務危機に直面したりしているアフリカ諸国が、政治的危機を回避しつつ債務問題に取り組む、同時に開発を進めていくうえで、日本としてはどのような政策や配慮をもってかかわる

べきでしょうか。お考えを教えてください。

- (2) TICAD9 は、「アフリカと共に革新的な解決策を共創する」との主要テーマを掲げています([TICAD 閣僚会合共同コミュニケ](#))。TICAD9 ではアフリカの債務問題や開発資金、気候変動対策資金、エネルギー転換といったテーマも扱われますが、アフリカ諸国の債務問題はどのように取り扱われるのか、また、財務省はどのようにかわるのか、教えてくださいと幸いです。同様に、第4回国際開発資金会議(FFD4)についても、財務省の関わりについて教えてくださいと幸いです。

議題3: BEPS 包摂的枠組み(IF)における柱1と柱2の進行状況、デジタルサービス課税の新設、国連国際租税協力に関する枠組条約について

議題提案者: グローバル連帯税フォーラム・田中徹二

1) BEPS 包摂的枠組み(IF)における柱1と柱2の進行状況等についての質問

柱1の「市場国への新たな課税権の配分」については、2024年6月までに多数国間条約の署名、2025年発効という予定でしたが延期されています。今後の展望をどう見えていますでしょうか。

柱2の「グローバル・ミニマム課税」については、我が国でも2023年度税制改正で法制化され、本年4月以降より適用されていますが、今年度の税収はいくらほどになるでしょうか。また、その税収は海外でビジネスを展開している多国籍企業からの税収となりますので、税収の一部をSDGs達成のための革新的資金源として徴収できませんでしょうか。

2) デジタルサービス課税の新設についての質問

これは上記IFの柱1との関連となりますが、もし多数国間条約が不成立となった場合、次の国際交渉一合意までかなりの時間を要することが予想されます。そうなれば日本においてビジネス展開する米国等の巨大IT企業からの税金が徴収できないか、過少にしか徴収できない状況が続く、これは「価値創造の場で税金を払うべき」というBEPSプロジェクトの原則に反することであり、ビジネス上での公平な競争を妨げるものです。

従って、日本政府としては欧州各国やインド他多数の国が実施している(実施を準備している)デジタルサービス課税を準備し、早期に実施すべきではないでしょうか。また、この税も海外でビジネスを展開している多国籍企業からの税収となりますので、税収の一部をSDGs達成のための革新的資金源として徴収すべきではないでしょうか。

3) 国連国際租税協力に関する枠組条約についての質問

BEPSプロジェクト、就中上記IFは100年ぶりの国際課税制度の改変という画期的内容を含むものでしたが、これを主導してきたOECD(経済協力開発機構)プロセスでは行き詰まっています。これに対し、途上国側からは国連を軸とした国際租税制度を構築すべきとして、「国際租税協力に関する枠組条約」をめざす動きが起き、昨年国際租税協力枠組条約ToR起草特別委員会が組織されました。そして、先の8月16日ToR案が採決され、賛成110、反対8、棄権44で可決されました。この反対8の中に日本が含まれ、財務省主税局総務課主税

企画官の原田浩気さんが反対意見を述べています。また、棄権 44 には EU 加盟国(OECD 加盟国でもある)が多く含まれていますが、9 月の国連未来サミット並びに一般討論演説においてノルウェー政府首相が建設的に取り組むと発言しています。

今後の予定ですが、国連総会において年内に「付託事項」が決定し、同条約および議定書の交渉委員会を支える事務局の設置が決まり、2025 年から 2027 年にかけて同条約および議定書の中身が議論されていきます。

そこで質問です。日本政府は、①未来サミットの『未来のための協定』で謳われている「国際租税枠組条約策定プロセスに建設的に関与する」という提言、②先の 10 月 23-24 日開催された G20 財務大臣・中央銀行総裁会議での「国連における、国際租税協力に関する国連枠組条約とその議定書の策定に関する建設的な議論を引き続き奨励する」という声明に逆行して、年内に開催される「付託事項」案件に関する国連総会で再び三たび反対の立場を表明するのでしょうか。むしろ日本政府においては、OECD/BEPS プロジェクトをけん引してきたという経緯を踏まえ、国連における議論につき積極的に前に進める役割を担うべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議題 4: OECD アレンジメントの第 6 条改訂交渉、JBIC によるベトナム・ブロック B オモン事業融資決定、JBIC 債保有機関からの気候変動エンゲージメントについて

議題対案者:「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、田辺有輝、メコン・ウォッチ、遠藤倫子

背景 A: OECD アレンジメントの第 6 条改訂交渉について

2024 年 9 月、EU が OECD アレンジメントの第 6 条改訂案を公表した(※1)。EU の提案では、パリ協定の 1.5 度目標と不整合の化石燃料エネルギーセクターへの支援を停止するとしており、一定の基準を満たす CCUS 付帯事業は例外とされている。また、9 月 18 日には、韓国の情報公開請求によって内部文書が公開され、韓国政府が EU 提案に反対している旨が報道された(※2)。私たちが入手したこの内部文書(2024 年 3 月および 6 月の韓国交渉団メモ)によれば、日本政府は G7 エルマウ宣言に含まれているエネルギー安全保障やアベイトメント(排出削減対策)技術等の例外規定を含めるよう提案したとのことである。しかし、前回協議会でも議論した通り、G7 エルマウ宣言におけるエネルギー安全保障の例外については明確な基準が存在せず、1.5 度目標との整合性の判断においては NDC 整合を可能とする不適切な解釈に基づいて実施されている。アベイトメント(排出削減対策)技術についても明確な定義が存在していない。もともと、公正な競争環境の実現を主目的とする OECD アレンジメントの性格上、このようなあいまいな例外規定は回避するべきである。

質問 A-1: 韓国政府の内部文書で明らかとなった日本政府の発言内容は事実か。また日本政府の提案は公正な競争環境が確保されると考えているか。

質問 A-2: EU や韓国において OECD アレンジメント改訂交渉における自国の提案内容が公開されている中で、日本政府が自国の提案内容を非公開とする根拠は何か。

背景 B: 国際協力銀行(JBIC)によるベトナム・ブロック B オモン事業(上流・中流)への融資決定について

7 月 8 日、国際協力銀行(JBIC)が、ベトナム南西沖合のブロック B ガス田を開発し、パイプラインを敷設の上、

同国南西部の火力発電所群に天然ガスを輸送するために必要な資金を、三井石油開発株式会社(MOECO)が出資する3社に貸付する契約を7月5日に締結したと発表し、9日に環境NGO4団体が抗議声明を発表した(※3)。日本政府は2022年のG7エルマウ・サミットで「1.5℃目標及びパリ協定の目標に整合的である限られた状況以外において、排出削減対策が講じられていない国際的な化石燃料エネルギー部門への新規の公的 direct 支援の2022年末までの終了」にコミットした。しかし、Climate Action Trackerは、ベトナムにはガスの消費を急増させる計画があるが、ガス分野を発展させようとするベトナム政府の取組みは1.5℃目標と整合しないと指摘している。

質問 B-1: 本融資決定について、G7 エルマウ宣言のコミットメントとの整合性を教えて頂きたい。

背景 C: JBIC 債保有機関からの気候変動エンゲージメントについて

9月30日、環境NGO5団体がJBIC債を保有しているとみられる50金融機関に対して、気候変動エンゲージメントを求める要請書を送付した(※4)。背景には、JBICがG7エルマウ宣言のコミットメントが有効化した2023年以降に、少なくとも7件の化石燃料事業への融資契約を締結しており、その融資総額は約33億ドル(日本円相当で4,980億円)で、パリ協定1.5度目標を大きく逸脱していることから、投資ポートフォリオの2050年ネットゼロを目標にしている多くの金融機関との方針と乖離しているのではないかとの認識がある。

質問 C-1: 上記要請書以前の分も含めて、これまでJBICは債券保有者からどのような気候変動エンゲージメントを受けてきたのか。エンゲージメント件数や提案内容を教えて頂きたい。また、債券保有者からの気候変動エンゲージメントや債券保有者に対するJBICの対応について、財務省としてどのように認識しているか。

※ 1 : <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52024PC0282&qid=1723200863306>

※ 2 : <https://www.bloomberg.com/news/articles/2024-09-17/rich-nations-running-out-of-time-to-curb-oil-and-gas-funding?embedded-checkout=true>

※3: <https://sekitan.jp/jbic/2024/07/09/5947>

※4: <https://sekitan.jp/jbic/2024/10/01/5975>

議題 5: インドネシア・チレボン石炭火力発電所 1号機に係るアジア開発銀行の対応及び国際協力銀行のモニタリングにおける対応と同2号機に係る贈収賄行為を受けた国際協力銀行の対応について

提案者: 国際環境 NGO FoE Japan 波多江秀枝

背景 1(チレボン1号機):

アジア開発銀行(ADB)主導のエネルギー移行メカニズム(ETM)を活用する第一号案件としてインドネシアのチレボン石炭火力発電所1号機(660メガワット)が選定された2022年11月¹以降、同ETMの活用に係る意思決定プロセスへの市民参加、またETMの支援対象範囲等について、これまで複数回にわたり同財務省・

¹ <https://www.adb.org/news/adb-indonesia-partners-sign-landmark-mou-early-retirement-plan-first-coal-power-plant-etm>

NGO 定期協議会で問題を提起し、議論を行ってきた。前 82 回定期協議会(2024 年 6 月 6 日)以降も下段で示すとおり、市民社会からは同 ETM に係る問題点が指摘され続けている。

まず、NGO が 2024 年 9 月に発表した同案件への ETM 活用に関するブリーフィングペーパー「アジア開発銀行(ADB)のエネルギー移行メカニズム(ETM)における不透明な意思決定プロセスと不十分な環境監査」²では、依然として ETM プロセスにおける住民及び市民社会に対する透明性、情報公開、参加機会に改善が見られないことに加え、ADB の行ったチレボン・エネルギー移行メカニズムパイロット事業(ADB 事業番号 56294-001)に係る環境・社会遵守監査(環境監査)について、主に以下のような点が指摘され、「環境・社会遵守監査報告書案(Environmental and Social Compliance Audit Report - Draft Report)」(環境監査報告書)³のインドネシア語版を作成・公開すること、また環境監査のプロセスにおいてチレボン 1 号機の影響を受けてきた住民及び市民社会の早期の意味ある参加を確保することなど、環境監査のやり直しが提言された。

1. 環境監査における不十分な情報収集と住民・市民社会の早期の意味ある参加機会の欠如

環境監査の文書レビューで利用された 741 点の文書のうち、チレボン 1 号機の影響を受けてきた住民や彼らを支援する NGO が発出した文書と思われるものは、わずか 6 点。また環境監査のために実施された現地訪問の中で行われた住民とのフォーカス・グループ・ディスカッション(FGD)³ 回、また現地 NGO や現地コミュニティ組織との会合についても、参加者の選定ないし招集が事業者や村長を通じて行われていた可能性があり、同事業の環境社会影響や補償・生計回復措置に関する情報が事業に批判的なものではなく、事業者や政府機関の視点を反映したものとなる可能性は否めない。また、いずれも会合の場所が事業者であるチレボン・エレクトリック・パワー社(CEP)の職業訓練センター、もしくは、CSR(企業の社会的責任)複合施設内で行われたことから、参加者が不当な圧力を感じることなく自由に発言できる環境・条件にあったか否かについても検証の必要がある。

2. 生計手段への影響及び補償・生計回復措置に係る不適切な環境監査

今回の環境監査では、赤道原則(EP)の 10 原則、また国際金融公社(IFC)パフォーマンススタンダード(PS)の PS 1~8 の各要件に照らして遵守状況が不十分である実態があるにもかかわらず、適切な分析ができていない項目が見受けられる。生計手段への影響や補償・生計回復措置に関連する PS 1「環境・社会に対するリスクと影響の評価と管理」、PS 4「地域社会の衛生・安全・保安」、PS 5「土地取得と非自発的移転」、また PS 6「生物多様性の保全および自然生物資源の持続的利用の管理」の要件について、その遵守状況の分析が不十分ないし不適切であると思われるものは 20 項目に達した。またそのうち、遵守状況の適切な分析ができていないため、遵守状況が不十分である実態があるにもかかわらず、是正措置が策定されていない項目が 16 項目にのぼった。(詳細は同ブリーフィングペーパーの「表 3:チレボン 1 号機に係る環境監査:不十分な遵守状況の分析」を参照)

なお、同ブリーフィングペーパーでは、ADB の同環境監査の内容に照らし、チレボン 1 号機の建設時に融資を供与⁴した国際協力銀行(JBIC)の環境レビュー及びモニタリングの内容の検証を行い、チレボン 1 号機の建設・稼働が長年引き起こしてきた既存の環境社会影響への対処につなげていくべきであるとの提言もなされている。

また、2024 年 10 月 1 日付でインドネシアの現地住民ネットワーク及び NGO から ADB 総裁宛てに提出され

² https://fairfinance.jp/bank/casestudies/cirebon_etm2024/

³ <https://www.adb.org/projects/documents/ino-56294-001-escar>

⁴ <https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2009/0308-6025.html>

た要請書「チレボン石炭火力発電事業 1号機の早期廃止に係る地域住民及び市民社会を軽視する拙速な合意は行わないでください」⁵では、チレボン 1号機への ETM 活用に係る意思決定プロセスへの市民社会の参加機会に改善が見られないことが再び強調された。現段階でチレボン 1号機への ETM 活用に係る合意がなされることは、地域住民及び市民社会の軽視に他ならず、協議や参加を重視する ADB のセーフガード政策⁶にも違反するとの厳しい指摘がなされている。

同要請書ではさらに、ETM を活用して電力購入契約(PPA)の期間を 6 年 8 ヶ月短縮し、2035 年にチレボン 1号機を早期廃止乃至再利用する(Repurpose)ことがすでに決定事項とされているため、可能な限りの早期廃止を促すどころか、今後、チレボン 1号機をさらに 11 年間もの長期にわたり稼働させることに正当性を与えることになっているとともに、石炭火力の延命につながる水素／アンモニア等の混焼といった確立されていない「誤った気候変動対策」によってチレボン 1号機を「再利用」する選択肢が残されていることから、チレボン 1号機に係る ETM を活用した現行の枠組みを一旦白紙に戻した上で、チレボン 1号機の建設・稼働による影響を受けてきた地域住民及び市民社会を含む、幅広いステークホルダーによる意味ある参加を確保した形で、チレボン 1号機の可能な限り早期の廃止に向けた議論を行うよう要請している。

一方、このように市民社会からの批判が続いている中、ADB は 2024 年 10 月 11 日にチレボン・エネルギー移行メカニズムパイロット事業(ADB 事業番号 56294-001)の事業データシート(PDS)を ADB ウェブサイトに掲載した⁷。ADB の業務マニュアル (Operational. Manuals) L3⁸によれば、ノンソブリン案件の PDS については、理事会審議の少なくとも 30 暦日前までに、ADB のウェブサイトに掲載することとされている。

背景 2(チレボン 2号機)：

国際協力銀行(JBIC)が 2017 年 11 月 14 日以降、貸付実行を継続してきたインドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業 拡張計画(2号機、1,000 メガワット)の贈収賄事件については、2023 年 3 月にインドネシア捜査当局である汚職撲滅委員会(KPK)が元チレボン県知事を起訴し、2023 年 8 月 18 日付の第一審判決並びに 2023 年 10 月 17 日付の控訴審判決において、2号機事業に係る収賄のケースを含め、元県知事に有罪判決が言い渡されたことを受け、第 80 回及び第 81 回財務省・NGO 定期協議の場で、JBIC の対応について議論を行った。その後、KPK 及び被告(元県知事)が各々上告していたものの、今般、最高裁が 2024 年 4 月 3 日付で上告棄却の決定を下していたことが明らかとなった。

第一審及び控訴審判決では、同事業の建設工事を請け負っていた韓国の現代建設から元県知事に対して、70 億 2,000 万ルピア(約 6,360 万円)の支払いがなされていた事実が詳しく記されている。さらに、2号機の事業者であり、JBIC 等からの直接の借入人であるチレボン・エナジー・プラサラナ社(CEPR)の元上級幹部から元県知事に対して許認可の円滑な発行や住民によるデモの沈静化を求めたこと、また元県知事に対して 10 億ルピアが手渡されたことにも言及がなされている。

こうした状況を受け、2024 年 8 月 27 日付でインドネシアの現地住民ネットワーク及び NGO から財務省、JBIC に対し、「腐敗にまみれたインドネシア・チレボン石炭火力発電事業 拡張計画への公的資金供与の早急な停止

⁵ <https://foejapan.org/issue/20241001/20521/>

⁶ <https://www.adb.org/sites/default/files/institutional-document/32056/safeguard-policy-statement-june2009.pdf>

⁷ <https://www.adb.org/projects/56294-001/main>

⁸ <https://www.adb.org/sites/default/files/institutional-document/31483/om-l3.pdf>

措置を求める要請書」(24ヶ国 73 団体賛同)⁹が提出され、「公的輸出信用と贈賄に関する OECD 理事会勧告」(OECD 贈賄勧告)¹⁰及び JBIC の「贈賄防止への取り組み」¹¹に基づき、2 号機への貸付実行の停止、融資未実行残高の取り消し、またこれまでに実行した貸付については強制期限前弁済の措置を速やかにとることが要請された。

質問:

(チレボン 1 号機:ADB)

1. 2022 年 11 月以降、この 2 年間、地域住民や市民社会の有意義な参加の機会が一切確保されていない中、ADB が同案件に対して ETM を活用した融資の供与を決めることは、協議や参加を重視する ADB のセーフガード政策の違反になると考える。2035 年にチレボン 1 号機を早期廃止乃至再利用する等、チレボン 1 号機に係る ETM を活用した現行の枠組みに関する話し合い／交渉の場において、チレボン 1 号機の建設・稼働による影響を受けてきた地域住民及び市民社会を含む、幅広いステークホルダーによる意味ある参加が確保されるまで、ADB は同案件を理事会審議に諮るべきではないと考えるが、財務省の見解を伺いたい。

2. チレボン 1 号機に係る ADB による環境監査について、上述のような指摘がなされていることを踏まえ、環境監査の内容の検証とその検証結果に基づくやり直しが行われるまで、ADB は同案件を理事会審議に諮るべきではないと考えるが、財務省の見解を伺いたい。

3. ETM の支援対象範囲について、前回の財務省・NGO 定期協議会では、「現時点でも引き続き検討が続けられており、アンモニア・水素の混焼を ETM の対象外とする決定はまだ行われていないと承知している」との回答があった。その後も市民社会からは、石炭火力の延命につながる水素／アンモニア等の混焼といった確立されていない「誤った気候変動対策」によってチレボン 1 号機を「再利用」するのではないかと懸念の声があげられているが、アンモニア・水素の混焼は ETM の支援対象外になるという明確な決定はすでになされたか、ご教示いただきたい。

4. 財務省はこれまでの財務省・NGO 定期協議会の場で、公正なエネルギー移行パートナーシップ(JETP)では混焼技術や CCS 等の「いわゆる石炭火力の延命につながるような支援は対象外」との回答を繰り返している一方、ETM におけるアンモニア・水素混焼技術の支援可否は検討中と回答しており、エネルギー移行に向けた国際的な支援スキーム間でのダブル・スタンダードが懸念される。

チレボン 1 号機に関しては、ADB 主導の ETM だけではなく、日本が米国とともに主導しているインドネシアにおける JETP のプロセスの中で策定された包括的投資政策計画(CIPP)(2023 年 11 月)¹²においても、「Investment Focus Area #2 Priority Projects: Early CFPP Retirement and Managed Phase-out」の優先事業としてリストアップされてきた(同文書では 2037 年に早期廃止予定、必要資金額は 3 億米ドルと記載)。今後、チレボン 1 号機が JETP のスキームで支援されるならば、ETM のスキーム下でチレボン 1 号機が並行して支援

⁹ <https://foejapan.org/issue/20240827/20050/>

¹⁰ [https://one.oecd.org/document/TAD/ECG\(2019\)2/En/pdf](https://one.oecd.org/document/TAD/ECG(2019)2/En/pdf)

¹¹ <https://www.jbic.go.jp/ja/support-menu/export/prevention.html>

¹² <https://jetp-id.org/cipp>

される場合も、混焼技術や CCS 等による「再利用」は行われないという理解で正しいか、ご教示いただきたい。

(チレボン 1 号機:JBIC)

5. ADB によるチレボン 1 号機に係る環境監査報告書によれば、以下の事項が指摘されている。

- 個々の「影響を受けた人びとの生活水準または生計手段を改善または少なくとも回復するためのその他の支援」の提供が考慮されておらず、IFC の PS 5 が満たされていない。
- RAP(2009 年)でコミットされた用地取得後の事業者によるモニタリング活動の形跡がない。
- 生計手段／脆弱性に関する正確で明確なベースラインデータが移転時に収集されていないため、各影響世帯の生計手段が個別にどの程度回復したかを正確に評価することは、不可能ではないにせよ、恐らく困難である。
- 漁獲された魚種と総量が事業者によって報告されているのは 2021～2023 年と最近になってからであり、継続的な漁業モニタリングはなされておらず、漁獲量について長期的な傾向を示す情報がない。

このように、用地取得後の事業者によるモニタリング活動の形跡がない、また生計手段／脆弱性に係るベースラインデータもなく、影響を受けた小作農や農業労働者に対する個々の生計支援の提供自体も考慮されていないような状況の中、JBIC がどのような情報を基に「非自発的住民移転及び生計手段の喪失」に関するモニタリングを行ってきたのか非常に疑問が残る。また長期的な漁獲量の傾向を示す情報がない中、小規模漁業者の生計手段への影響に関するモニタリングについても同様のことが言える。

チレボン 1 号機の建設開始から 17 年近くが経つ現在も、依然として生活水準または生計手段を改善または少なくとも回復できていない地域住民がいる現状が、JBIC のモニタリングの不備によるものではないか、ADB の同環境監査の内容に照らし、JBIC はモニタリングの内容・実施体制等の検証を行うべきではないか。また、そうした検証結果を踏まえ、チレボン 1 号機の建設・稼働が長年引き起こしてきた既存の環境社会影響への対処につなげていくべきと考えるが、財務省の見解を伺いたい。

(チレボン 2 号機:JBIC)

6. OECD 贈賄勧告では、「公的な輸出信用支援の供与後」の措置として、「取引に関連して、関係者の一人が贈賄禁止法違反で有罪判決を受けたり、同等の措置を受けた」ことが判明した場合、「国内法に則り、贈賄に責任のない関係者の権利を損なうこと」のない形で、「通常よりも厳格なデューデリジェンスの実施、支払拒否、供与した金額の返済」など適切な措置をとることが勧告されている。また、JBIC の「贈賄防止への取り組み」では、「贈賄行為への関与が認められた場合」に「貸出停止」、「融資未実行残高の取り消し」、また「強制期限前弁済」などの適切な措置を取るとしている。

第 81 回財務省・NGO 定期協議で、財務省は「JBIC からは OECD 勧告の精神等も踏まえて、期限前償還請求の可能性も排除せずに検討していくと聞いている。適切に対応することを期待している」、JBIC は「OECD の贈賄勧告も踏まえて、融資契約に基づいて適切な対応を判断していく」と各々回答していたが、収賄側である元チレボン県知事の有罪が確定したことを受け、JBIC はどのような措置をとってきたか、または今後とる予定か。また、財務省はそのような措置が公的機関である JBIC として適切かつ十分であるとお考えか。

議題 6: 国際協力銀行融資事業であるモザンビーク LNG に対する財務省の見解、および JBIC による対応に

ついて

提案者: FoE Japan 深草亜悠美・佐藤万優子

背景

- JBIC は三井物産等が出資するモザンビーク LNG 事業に関連し、2020 年と 2021 年に融資締結しているが、当該事業は現地での治安悪化により 2021 年に事業者であるトタルエナジーズにより不可抗力宣言が出されている。
- 2023 年にはオランダの議会の要請により、オランダ輸出信用機関(アトラディウス)による融資決定についての調査が行われた。調査の結果として、現地のセキュリティ状況について事前に警告がなされていたにもかかわらずオランダ大使館がその警告を深刻に受け止めなかったこと、「セキュリティ」の範囲が狭く設定されていたこと、事業のセキュリティに焦点をあて、地域レベルでのより広範なセキュリティを考慮できていなかったことなどがリスクアセスメント上問題であったとしている。
- トタルエナジーズは 2019 年に事業に参入し、2020 年に人権デューデリジェンス(HRDD)を外注している。この 2020 年に行われた HRDD について、2023 年にオランダの人権調査団体 Upright が分析を行い、HRDD の主たる問題の一つは 2017 年から事業地周辺は紛争地域になっていたにもかかわらず、そのリスクが適切に検討されていなかったと指摘している。
- 現地での武装勢力の攻撃などを受けて、ガス事業の関係者等が緊急撤退する事態が発生した(第 76 回定期協議の質疑も参考のこと)。2023 年、これらの攻撃の被害者の家族と生存者らがフランスで訴訟を起こし、パルマ市での攻撃中にトタルエナジーズが下請け業者を保護せず、民間人を避難させるのに必要なヘリコプターの燃料を供給しなかったと非難した。
- 2024 年 9 月 26 日、Politico は独立系ジャーナリストのアレックス・ペリー氏による記事を掲載し、2021 年中頃にモザンビークの公安部隊がトタルエナジーズの敷地内近くで行ったとされる民間人の虐殺に関する情報を明らかにした。
- トタルエナジーズは 2024 年中の事業再開を目指すとしているが、2024 年 10 月に開催された投資家向け説明会(TotalEnergies 2024 Strategy and Outlook presentation)において、関与する ECA のうち 8 割から事業再開に向けた「グリーンライト」を得ているという趣旨の発言がトタルエナジーズからあった。
- モザンビーク LNG 事業については、日本ボランティアセンター等がこれまでの財務省 NGO 定期協議で取り上げており(第 72 回、第 73 回、第 75 回、第 76 回)、債務問題や治安の問題について、JBIC による融資決定前から市民側から情報提供があった。

質問

1. 不可抗力宣言下であっても、『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』(2015 年 1 月)(ガイドライン)上のモニタリングに係る各規定について、JBIC 及びプロジェクト実施主体者ともに遵守義務があるとの理解で良いか。
2. JBIC は現地実査を行っているか。行っているとすればいつか。
3. Politico の記事には、モザンビーク軍が村人に対し、モザンビーク LNG 事業地近くで残虐行為を働いたことが記されている。これらについて財務省および JBIC は現地政府およびトタルエナジーズ乃至借入人に事実関係の確認を行っているか。

4. トタルエナジーズは事業活動の「安全を確保する」という合意に基づき、モザンビーク軍の統合任務部隊 (Joint Task Force) に装備や金銭的補償を最近まで直接提供していた。JBIC がガイドライン上、環境社会配慮確認等に関し、適合を確認すると規定している国際金融公社(IFC)のパフォーマンススタンダード 4「地域社会の衛生・安全・保安」では、パラ 12~14 で警備要員について規定しており、顧客はセキュリティアレンジメントが事業地内および周辺に及ぼすリスクを評価すること、警備に従事する者が過去に権力乱用 (abuses) などに関与していないかどうか確認を行うこと、火器等利用に対して十分なトレーニングを提供することなどが要件とされている。さらに、警備要因による違法行為または虐待行為の申し立てがある場合、必要に応じて調査し、再発を防止するための措置を講じ(または適切な関係者に措置を講じるよう促し)、違法行為および虐待行為を公的機関に報告することが要件とされている。Politico の記事が事実であれば、重大な現地法違反のおそれがある上、パフォーマンススタンダード 4 の警備要員に係る規定にも違反すると考えるが、いかがか。
5. トタルエナジーズは ECA に対し再開に向けた働きかけを行っていることを明言しているが、日本政府および JBIC はトタルがいう「グリーンライト」(事業支援再開にゴーサインをしているのか)を出しているか。
6. 2024 年 10 月 7 日、JOGMEC は伊 Eni S.p.A とガスセキュリティ強化及び LNG 供給・調達多角化に向けた協力覚書を締結した。プレスリリースには「今回の Eni との協力は、Eni による日本への LNG 供給機会や、モザンビークのコーラル・ノース・プロジェクトに対する日本の金融機関の支援を含む、平常時におけるガス安定供給の向上や突発的な LNG の供給途絶事態への対応を念頭に置いたもので、日本の政策実施機関である JOGMEC と、LNG の安定供給に取り組んできた Eni との相互支援に向けた対話を加速させるものとなります。」とある。JBIC はコーラル・ノース・プロジェクトへの融資供与についてすでに打診を受けているか、あるいは、融資供与の検討を行っているか。